

## 出光興産 デマンドレスポンスサービス利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、お客様が、出光興産株式会社（以下「当社」といいます。）と締結する電気需給契約に付帯して実施するデマンドレスポンスサービス（以下「本サービス」といいます。）について定めるものです。なお、本規約において用いられる用語は、本規約に別段の定めがある場合及び文脈上別の意味に解釈すべき場合を除き、電気需給約款において定義された意味を有します。

### 1. 総則

- (1) お客様は、本規約に加え、電気需給約款に従って本サービスを利用します。なお、電気需給約款が変更された場合には、変更後の電気需給約款に従って本サービスを利用します。
- (2) 当社は、法令または、電気の安定供給その他の事情により、本規約を変更する場合があります。
- (3) 当社は、本規約を変更する際には、当社のウェブサイト等への掲載その他当社が定める方法によりお客様にあらかじめお知らせし、変更後の規約は、その実施期日に効力を生じます。実施期日以降の本サービスの提供は、変更後の規約によります。

### 2. 適用条件

以下の条件を満たすお客様からの申込みを当社が承諾した場合に、本サービスを提供します。

- (1) 低圧にて供給中のお客様は、本サービスについて、当社ウェブサイトより参加の申し込みを行い、必要情報の登録をいただけること。なお、申込可能期間については、当社ウェブサイトにて別途お知らせします。
- (2) 高圧・特別高圧にて供給中のお客様は、所定フォームにて、お客様番号や電子メールアドレスその他必要情報の登録をいただけること。
- (3) お客様の需要場所について、一般送配電事業者により記録型計量器が設置されており、30 分ごとの使用電力量が受領できること、その他本サービスの実施が可能であること。

### 3. サービス内容

- (1) 需要ひっ迫時、仕入価格高騰時、当社発電施設のトラブル時等の場合に、当社の求めに応じ、お客様が需要削減を実施頂いたときに、ポイント等の特典付与または電気料金の値引き（以下「インセンティブの付与」といいます。）を行います。本サービスは一定の期間をあらかじめ定めて実施します。インセンティブの付与の内容については、本サービスを実施する期間ごとに設定し、お知らせします。
- (2) 当社は、原則として前日または当日に、需要削減を実施していただく時間帯（以下「DR 実施時間帯」といいます。）を、お客様にメールにて通知します。お客様の標準的な電気使用量（以下「ベースライン」といいます。）から削減された電気使用量（以下「節電量」といいます。）を算定し、DR 実施時間帯毎に計算した節電量の合計に応じてインセンティブの付与を行います。なお、ベースラインより実際の使用量が大きい場合は、変化量を 0kWh として取り扱います。一般送配電事

業者より受領する使用電力量データに欠測があった場合は、別の値を補完して計算します。なお、インセンティブ計算実施以降に訂正があった場合については、計算結果の遡っての訂正はいたしません。

- (3) インセンティブの付与は、原則として、暦月毎に行い、お客様にお知らせします。インセンティブの計算において、小数点以下の値が発生した場合、小数点第 1 位を切り捨てます。インセンティブのうち、ポイント等の特典付与についてのスケジュールは、当社ウェブサイトにてお知らせします。インセンティブの付与を行うにあたって必要な情報（ポイントカード種別・ポイントカード番号等）は原則として、本サービスのお申込み時に登録いただくものとし、登録情報が誤っていたことにより、インセンティブの付与ができなかった場合、当社はその責を負いません。なお、特別高圧・高圧にて受電している需要地点のインセンティブは電気料金より値引く方法のみといたします。なお、電気料金より値引きができなかった金額は付与の対象外とします。

#### 4. ベースラインの算定方法

経済産業省の定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）のうち「標準ベースライン：High 4 of 5（当日調整あり）」に準拠し、以下の通りとします。なお、ガイドラインの標準ベースラインに変更があった場合は、見直すことがあります。以下において、休日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び各一般送配電事業者の託送供給等約款における「夜間時間」に指定する日とします。平日は、休日以外の日とします。なお、ベースラインの計算は、30 分値を 1 単位とし、1 単位毎に行い、高圧以上の場合は小数点第 1 位、低圧の場合は小数点第 3 位を四捨五入します。また、ベースラインの算定にあたり必要となる日数が足りない場合は、該当の DR 実施時間帯については、節電算定の対象外となります。

##### (1) DR 実施日が平日の場合

- ① 次に掲げる需要データの 30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR 実施日の直近 5 日間（DR 実施日当日を含まない。）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間（High 4 of 5）の需要データ。

なお、直近 5 日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い 1 日を除き、残りの 4 日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近 5 日間から除外する。その場合、当該母数が 5 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内（平日及び休日）で更に日を遡る。また、母数となる需要量に関するデータが 4 日分しかないときは、当該 4 日間の平均値を算出し、4 日分に満たないときは、4 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加える。

- ・ 休日
- ・ 過去の DR 実施日
- ・ DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近 5 日間の DR 実施時間帯における需要量

の総平均値の 25%未満の場合は当該日

- ② DR 実施時間の 5 時間前から 2 時間前までの 30 分単位の 6 コマについて、「DR 実施日当日の需要量－上記①の算出方法により算出された値」の平均値を算出する。
- ③ 上記①で算出された値における DR 実施時間帯の 30 分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとする。ただし、ベースラインがマイナスになる場合は、該時間帯のベースラインをゼロに補正する。

## (2) DR 実施日が休日の場合

- ① 次に掲げる需要データの 30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR 実施日の直近 3 日間（DR 実施日当日を含まない。）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 2 日間（High 2 of 3）の需要データ。

なお、直近 3 日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い 1 日を除き、残りの 2 日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近 3 日間から除外する。その場合、当該母数が 3 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内（平日及び休日）で更に日を遡る。また、母数となる需要量に関するデータが 2 日分しかない場合には、当該 2 日間の平均値を算出し、2 日分に満たない場合には、2 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加える。

- ・ 平日
- ・ 過去の DR 実施日
- ・ DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近 3 日間の DR 実施時間帯における需要量の総平均値の 25%未満の場合は当該日

- ② DR 実施時間の 5 時間前から 2 時間前までの 30 分単位の 6 コマについて、「DR 実施日当日の需要量－上記①の算出方法により算出された値」の平均値を算出する。
- ③ 上記①で算出された値における DR 実施時間帯の 30 分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとする。ただし、ベースラインがマイナスになる場合は、該時間帯のベースラインをゼロに補正する。

## 5. サービス提供の中断と終了

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。

- ① 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなったとき。
- ② その他、当社が中断を必要と判断したとき。

なお、本サービスを中断する場合にはあらかじめその旨を対象となるお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(2) 当社は、都合により、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。なお、当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、対象となるお客様に対し、あらかじめ、その

旨を当社ホームページまたは書面等にて通知します。

## 6. 免責事項

- (1) 本サービスは、一般送配電事業者により計量された電力量に基づき、本サービスを提供します。一般送配電事業者による電力量の計量の誤りその他一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により、ベースライン及び節電量の計算ができない場合または誤りが生じた場合でも、当社はその責任を負いません。電力量が後日訂正された場合も、原則として、ベースライン及び節電量の訂正は行いません。
- (2) お客様または当社のメール環境の故障や不具合等により本サービスの利用ができなかった場合でも、当社はその責任を負いません。
- (3) 本サービスの提供の中断、終了、利用不能または変更により、お客様に損害が生じても当社はその責任を負いません。
- (4) 当社に故意または重過失がある場合を除き、当社の本サービス提供の不履行が生じたために、お客様に損害が生じても当社はその責任を負いません。

## 7. 禁止事項

本サービスの利用に際して、以下の行為を禁止します。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 当社および業務委託先または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (4) 当社および業務委託先または第三者のサービスまたは事業の運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 当社および業務委託先または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (6) 本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (7) その他、当社が不適切と判断する行為

## 8. 利用期間

お客様からの申込を当社が承諾した場合、お客様は、当社が定める本サービスの実施期間中、本サービスを利用できます。なお、本サービスの終了後、新たな期間で同様のサービスを実施するとき、当社が不要と判断した場合を除き、再度お申込みと当社の承諾が必要となります。また、当社は、以下の事由が生じた場合には、本サービスの提供を終了します。その場合の終了日は、以下のとおりとします。

- (1) 事由の如何を問わず、お客様との電気需給契約が終了した場合  
本サービス終了日：電気需給契約の終了日
- (2) お客様が 2（適用条件）を満たさなくなった場合（申込み時点で満たしていなかったことが判明し



た場合を含みます。)

本サービス終了日：当社が本サービス提供の終了手続を完了した日

(3) お客様から本サービス終了のお申出をいただいた場合

本サービス終了日：当社が本サービス提供の終了手続を完了した日

(4) 当社がお客様への本サービスの提供の終了を決定した場合

本サービス終了日：当該事由の通知において指定した日

**附則**

**1. 実施期日**

本規約は、2022年10月1日から実施いたします。

2022年9月26日制定

2022年10月31日改定

2023年6月9日改定

出光興産株式会社